（職員）

第二条の二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第二条第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十四条第二項又は第五項

2　令第二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項第一号

二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号

三　大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四条第一項

四　地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第三条第一項

五　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項又は第四条

（被扶養者）

第二条の三　［略］

（経理単位）

第六条　第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。

［一～三　略］

四　厚生年金保険預託金管理経理　令第十七条の二第一項第五号に掲げる厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金に関する取引

［五～十三　略］

［2　略］

（組合員原票）

第九十条　［略］

［2　略］

3　組合は、組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下この条、第九十一条から第九十二条まで、第九十三条の三、第百一条の六、第百一条の七、第百一条の十二、第百六十条及び第百六十四条の十において同じ。）若しくは組合員であつた者で引き続き短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつたものが他の組合の組合員となつたとき若しくは国の組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつたとき、又は次項の規定による通知を受けたときは、その者に係る組合員原票、第九十二条第一項の規定により提出された組合員期間等証明書及び年金の決定に関し必要な書類（その者が退職及び障害を給付事由とする年金の受給権者である場合に限る。以下「年金決定関係書類」という。）を当該他の組合又は国の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

4　組合は、第九十一条第二項の規定により報告書の提出を受けた場合において、その者に係る組合員原票及び年金決定関係書類が他の組合又は国の組合において保管されているものであるときは、当該他の組合又は国の組合にその旨を通知して、当該組合員原票及び年金決定関係種類の送付を求めなければならない。

［新設］

（被扶養者）

第二条の二　［同上］

（経理単位）

第六条　［同上］

［一～三　同上］

四　厚生年金保険預託金管理経理　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。）第十七条の二第一項第五号に掲げる厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金に関する取引

［五～十三　同上］

［2　同上］

（組合員原票）

第九十条　［同上］

［2　同上］

3　組合は、組合員が他の組合（法第五十七条第一項第二号に規定する国の組合（以下「国の組合」という。）を含む。以下この条において同じ。）の組合員となつたとき、又は次項の規定による通知を受けたときは、その者に係る組合員原票、第九十二条第一項の規定により提出された組合員期間等証明書及び年金の決定に関し必要な書類（その者が退職及び障害を給付事由とする年金の受給権者である場合に限る。以下「年金決定関係書類」という。）を当該他の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

4　組合は、第九十一条第二項の規定により報告書の提出を受けた場合において、その者に係る組合員原票及び年金決定関係書類が他の組合において保管されているものであるときは、当該他の組合にその旨を通知して、当該組合員原票及び年金決定関係種類の送付を求めなければならない。